

薬局経営/薬剤師業務のための 医療関連情報をピックアップ

「特定機能薬局」の ～新たな薬局機能の情

法制化や薬剤師の義務規定の明確化などで薬機法等を改正へ 報は医療計画での活用にも期待～

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(薬機法)等が改正される予定です。薬局として求められる基本的な機能に加え、在宅医療への対応や他の医療機関・薬局等との情報連携を担う機能と、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる機能を法的に位置付けるほか、薬剤師の義務規定で、調剤時だけでなく、薬剤の服用期間を通じた服薬状況の把握や指導の実施を明確化するなどの見直しが見込まれています。

との密な連携を図りながら、より丁寧な薬学管理や、高い専門性を求められる特殊な調剤に対応できる薬局——を例示していました。これらは、「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師・薬局が備えていくことが必要とされた機能や、患者等のニーズに応じて強化・充実すべきとされた機能を基本にしたとされています。

患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と、それに基づく薬学的管理・指導を行うこと、入退院時における医療機関等との連携、夜間・休日等の調剤や電話相談への対応等の役割を果たすことが必要であるなどとされています。

継続的な服薬状況の把握・指導や医師等への情報提供に関し義務規定と努力義務規定

患者の薬物療法を支援するための薬剤師・薬局の取り組みに関しては、調剤時だけでなく、薬剤の服用期間を通じて、一般用医薬品等を含む服薬状況の把握や薬学的知見に基づく指導を行う義務があることを法令上明確化し、それらの対応内容の記録も義務付けることが挙げられました。また、把握した患者の服薬状況等に関する情報については、医療機関・薬局で診療・調剤に従事する医師、歯科医師、薬剤師に、適切な頻度で提供することを努力義務に規定すべきとされています。

開設許可のみの薬局の法的位置付けに「特定の機能を有する薬局」2類型を追加

薬局・薬剤師の在り方については、厚生労働省の厚生科学審議会・医薬品医療機器制度部会が、薬機法等の改正に向けて議論を重ね、2018年12月に「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」を行い、その中で提言していました。

とりまとめでは、患者の薬物療法を支援するために必要な薬剤師・薬局の取り組みや、患者が自身に

適した薬局を主体的に選択するための方策などを挙げています。そのうち、薬局の選択に係る方策に関しては、特定の機能を有する薬局を、現状の開設許可に加えて法令上明確にし、その機能を果たせる薬局であることを示す名称の表示を可能にすべきとされていました。

特定の機能の具体的な内容については、①地域において、在宅医療への対応や、入退院時をはじめとする他の医療機関・薬局等との服薬情報の一元的・継続的な情報連携で役割を担う薬局、②がん等の薬物療法を受けている患者に対し、医療機関

新たな法令上の位置付けに該当する薬局は、都道府県のホームページ等を通じて情報提供が行われている「薬局機能情報提供制度」を活用するなどして周知し、患者が自ら薬局を選択しやすくなることも想定されます。

また、これらの薬局は、都道府県の医療計画の策定などにおいて活用されることも期待されています。厚生労働省が都道府県に示した医療計画作成指針では、「5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制」について薬局の役割などが示されており、地域の薬局は、医療機関等と連携し、

●法制化される予定の薬局の類型(開設許可に加え、新たな2類型を法的に位置付け)

1 地域において、在宅医療への対応や、入退院時をはじめとする他の医療機関・薬局等との服薬情報の一元的・継続的な情報連携で役割を担う薬局

【要件として想定される事項】(議論の過程で示された例)

- ①薬局内にプライバシーに配慮した相談スペース、②地域における休日夜間対応(輪番制)、③入退院時の医療機関との情報共有等の連携体制、④在宅訪問の実施、⑤麻薬調剤の対応、⑥無菌調剤設備(共同利用でも可)、⑦一定の研修を受講した薬剤師の配置——など

2 がん等の薬物療法を受けている患者に対し、医療機関との密な連携を図りながら、より丁寧な薬学管理や、高い専門性を求められる特殊な調剤に対応できる薬局

【要件として想定される事項】(議論の過程で示された例)

- ①薬局内にプライバシーが確保された個室、②地域需要に応じた特殊な薬剤等の確保、③専門性の高い薬剤師の配置、④医療機関・薬局との密な連携体制の整備、研修の実施——など

薬局としての
基本的な機能



基本的な機能
+ 1 の機能



基本的な機能
+ 2 の機能



【特定の機能を有する薬局】

※その機能を果たせる薬局であることを示す名称の表示が可能(名称独占)

(「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」等に基づいて作成)

●2019年度調剤報酬改定(点数の表記は、現行 ⇒ 改定後)

●調剤基本料

・調剤基本料1	41点 ⇒ 42点
・調剤基本料2	25点 ⇒ 26点
・調剤基本料3	イ 20点 ⇒ 21点 ロ 15点 ⇒ 16点
・特別調剤基本料	10点 ⇒ 11点

消費増税対応の2019年度調剤報酬改定は、調剤基本料、調剤料の加算の一部、かかりつけ薬剤師包括管理料について、上乘せが行われます

●調剤料

※内服薬の一包化加算(投与日数に応じて所定点数に加算)

イ 42日分以下の場合

「投与日数が7またはその端数を増すごとに32点を加算して得た点数」⇒「 // 34点 // 」

ロ 43日分以上の場合 220点 ⇒ 240点

※注射薬の無菌製剤処理加算(1日につき所定点数に加算)

・中心静脈栄養法用輸液	67点 ⇒ 69点 (6歳未満は135点 ⇒ 137点)
・抗悪性腫瘍剤	77点 ⇒ 79点 (6歳未満は145点 ⇒ 147点)
・麻薬	67点 ⇒ 69点 (6歳未満は135点 ⇒ 137点)

●かかりつけ薬剤師包括管理料 280点 ⇒ 281点